

東京電力株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：東京電力株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第1分科会
- (3) 資本金：6,764億円
従業員：38,950人
- (4) 事業内容：電気事業のほか、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業など
- (5) 経営理念：「エネルギーの最適サービスを通じて豊かな生活と快適な環境の実現に貢献する」
企業像：エネルギー・サービスのトップランナー
企業目標：「高収益・付加価値」、「環境」、「変革」の3つの創造
- (6) CIマーク



(名称はハーモニックT)

TEPCO

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知的財産センターと称し、本社技術開発本部に属する。

(2) 構成及び人員

知的財産センターには、知的財産の方針・運営を扱うグループ、特許の専門手続きを扱うグループ、知的財産に関する研修・啓発を行うグループ、研究者を支援するグループがあり、約

30名からなる。

知的財産部門のほかに、研究所を始め、発電・送電・配電の設備を運転・保守する発電所・支店、電気の販売でお客様と接する支社など、約130箇所、知財担当を配置している。

(3) 沿革

それまで技術開発本部内の1グループとして数名で特許出願管理などを行っていたのに対し、電力自由化の時代を迎えて知的財産活動を充実させるため、2001年度下期に10数名に増員し、2002年4月に各部署に知財担当を配置した。さらに2003年7月に知的財産センターを発足して、現在に至る。

3. わが社の知財活動

(1) わが社の知的財産

わが社の主要商品は電気である。電気そのものは成熟し一般化した商品であり、これ自身にはプロダクトイノベーションはない。したがって、わが社の知的財産は、商品そのものではなく、安定して低価格で電気をつくりお客様に届けるまでのプロセスにおける工夫・改善と技術開発の成果、すなわち、プロセスイノベーションや、過去の経験と知恵に基づくノウハウにある。そして、このノウハウはわが社の知的財産の根幹をなすものといえる。そのうち特に新規性、進歩性等を有し、公開できるものについては積極的に特許として権利化するよう推進している。

(2) 知的財産サイクルの循環促進

電力自由化の進展に伴い、重要な経営資源で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある知的財産を積極的に創造し、確実に保護し、事業に活用して、その収穫をさらなる創造に充てる、知的財産サイクルの循環促進を、2004年度中期知的財産業務計画に明示した。当社の部門や事業所の業務特性に応じ、知的財産の重要分野を特定して重点的な活動を推進することとしている。

知的財産の創造活動とは、研究開発による発明だけでなく、業務における工夫、改善、システム化活動もこれにあたる。こうした活動において、他者特許情報等を活用し、問題解決すべき分野と方向性を決め、社員自らが積極的にアイデアを出すことを奨励している。しかし、アイデアを出すことは個人の資質に左右される面があることは否定できない。そこで、組織的知的財産活動を通じてこれを支援することを推進している。例えば、創造の過程において、知的財産センター所員が積極的に参加し、知的財産の面から助言したり、一般には面倒がられる特許情報の調査を支援したりしている。また、発明に対するインセンティブ確保と知的創造を奨励する風土づくりの一環として、ライセンス補償に対して上限を撤廃するなど、発明に対する報奨制度の充実を図っている。

知的財産の保護のうち、自社知的財産の流出防止については、社外と何らかの接触を有する部門では必須事項と位置付けている。その定着にあたっては、管理者の的確な管理と社員の高い意識によって達成されるものであるため、社内規程を制定するだけでなく、ノウハウの例示や取扱い方法を含めた意識啓発を継続的に実施している。また、他者権利の尊重、すなわち他者知的財産の侵害回避は、企業のコンプライアンスの一角を占める重要課題であり、企業倫理活動と一体となった取り組みを実施している。

知的財産の権利化については、強い特許を増やすため、発明者と知的財産センター所員の双方の育成に取り組んでいる。すなわち、発明者

に対して発明を分析・説明できる能力を養成すると共に、知的財産センター所員の発明発掘・育成能力と特許出願能力を高めていくよう、特許研修や弁理士を交えた発明相談会を開催している。

知的財産は、それを活用しなければ企業の経済的な価値向上にはつながらない。当社としては、知的財産の社内実施による収益性向上と共に、原則として独占的な実施は行わず、適正な実施料のもと使用を許諾することとしている。例えば、地中ケーブルの設備診断技術や省スペースで地下構造物を建造できる掘削工法など、他電力会社のみならず他業種の企業にも役立つ知的財産がある。このような知的財産については、積極的に社外活用を図ることとしている。

以上の活動を支援する方策として、イントラネットを介した知的財産活動に有用な情報の共有、発信を行うと共に、全部署の『知財担当』との連絡会議により情報交換、啓発を行っている。また、各部署の知的財産活動状況を自ら定期的に評価することを奨励している。

(3) 今後の課題

知的財産サイクルを好循環させるには、知的財産に興味を持ち、前向きにチャレンジする人材が不可欠である。部門の知財戦略を立案できる人材、有望な知的財産を把握し社内外に活用先を探すことのできる人材を養成すると共に、社外活用先との交渉・契約をまとめることのできる、技術・法律・経営センスのある人材育成を目指している。

また、事業戦略・技術開発戦略と一体となった知財戦略、および企業変革推進機能を担う知財活動の構築を目指していくことが喫緊の課題である。

(原稿受領日 2004年8月13日)